現行地域防災計画 修正案 (変更部分のみ記載) 凡例 下線 修正箇所 富山県地域防災計画 富山県地域防災計画 地震•津波災害編 地震•津波災害編 平成元年 6月修正 令和 年 月修正 富山県防災会議 富山県防災会議

現行地域防災計画	回 (地震・洋波火音編)新旧対照表 修正案 (変更部分のみ記載)	備考
富山県地域防災計画(地震・津波災害編)用語例	富山県地域防災計画(地震・津波災害編)用語例	I
4 叶似明点纵明。田本州		I
1 防災関係機関の用語例		I
(2) 指定地方行政機関: 災害対策基本法(以下「災対法」とい		〈各編共通〉
う。)第2条第4号で定める行政機関	<u>号。</u> 以下「災対法」という。)第2条第	記載の適正
であり、本計画では、富山県を管轄す	4号で定める行政機関であり、本計画	化
る管区警察局、総合通信局、財務局、	では、富山県を管轄する管区警察局、総	I
地方厚生局、都道府県労働局、地方農	合通信局、財務局、地方厚生局、都道	I
政局、森林管理局、経済産業局、産業	府県労働局、地方農政局、森林管理局、	I
保安監督部、地方整備局、地方運輸局、	経済産業局、産業保安監督部、地方整	〈各編共通〉
地方航空局、地方測量部、管区気象台	備局、地方運輸局、地方航空局、地方	指定地方行
及び管区海上保安本部をいう。	測量部、管区気象台、管区海上保安本	政機関の追
	部及び <u>地方環境事務所</u> をいう。	加
(3) 指定公共機関:災対法第2条第5号で定める公共機関	(3) 指 定 公 共 機 関 : 災対法第2条第5号で定める公共機関	I
であり、本計画では、日本郵便株式会	であり、本計画では、日本郵便株式会	I
社、日本銀行 <u>富山事務所</u> 、西日本旅客	社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会	I
鉄道株式会社、中日本高速道路株式会	社、中日本高速道路株式会社、西日本	〈各編共通〉
社、西日本電信電話株式会社、株式会	電信電話株式会社、株式会社NTTド	記載の適正
社NTTドコモ、KDDI株式会社、	コモ、KDD I 株式会社、 <u>ソフトバン</u>	化
<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u> 、日本	<u>ク株式会社</u> 、日本赤十字社、日本放送	〈各編共通〉
赤十字社、日本放送協会、独立行政法	協会、独立行政法人国立病院機構、北	商号変更の
人国立病院機構、北陸電力株式会社、	陸電力株式会社、北陸電力送配電株式	ため
関西電力株式会社及び日本通運株式	<u>会社、</u> 関西電力株式会社 <u>、関西電力送</u>	〈各編共通〉
会社をいう。	配電株式会社及び日本通運株式会社	分社化のた
	をいう。	め
(4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関	(4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関	I
等であり、本計画では、富山地方鉄道	等であり、本計画では、富山地方鉄道	I
株式会社、あいの風とやま鉄道株式会	株式会社、あいの風とやま鉄道株式会	I
社、加越能バス株式会社、日本海ガス	社、加越能バス株式会社、日本海ガス株	I
株式会社、高岡ガス株式会社、一般社	式会社、高岡ガス株式会社、一般社団	I
団法人日本コミュニティーガス協会	法人日本コミュニティーガス協会北陸	I
北陸支部、一般社団法人富山県エルピ	支部、一般社団法人富山県エルピーガ	I
ーガス協会、一般社団法人富山県トラ	ス協会、一般社団法人富山県トラック	I
ック協会、北日本放送株式会社、富山	協会、北日本放送株式会社、富山テレ	I

現 行 地 域 防 災 計 画 修正案(変更部分のみ記載)		備	考
テレビ放送株式会社、株式会社チュービ放送株式会社、株式会社チュー	リッ		
リップテレビ、株式会社北日本新聞	株		
社、富山新聞社、富山エフエム放送株	汝送		
式会社、一般社団法人富山県ケーブル 株式会社、一般社団法人富山県ケーブル 株式会社、一般社団法人富山県ケーブル	ーブーぐ	各編共道	重>
テレビ協議会、公益社団法人富山県医ルデルデレビ協議会、公益社団法人富	山県 記	己載の道	窗正
師会、公益社団法人富山県看護協会、医師会、公益社団法人富山県看護協会、医師会、公益社団法人富山県看護協会、	会、 化	Ł	
公益社団法人富山県薬剤師会、一般社  公益社団法人富山県薬剤師会、一般社  公益社団法人富山県薬剤師会、一般社	设社		
団法人富山県歯科医師会、社会福祉法 団法人富山県歯科医師会、社会福祉法 団法人富山県歯科医師会、社会福祉法	业法		
人富山県社会福祉協議会、土地改良区 人富山県社会福祉協議会、土地改良区 人富山県社会福祉協議会、土地改良区	良区		
及び指定水防管理団体をいう。  及び指定水防管理団体をいう。  及び指定水防管理団体をいう。			
(5) (略)			
2 (略)			
第1章 総則			
第1節 (略)			
第2節 防災の基本方策			
第1 (略)			
第2 防災の各段階における基本方策			
1 計画的で周到な地震・津波災害予防対策			
$(1) \sim (2)$ (略)			
(3) 日常から地震・津波に備えるために、防災意識の高揚、 (3) 日常から地震・津波に備えるために、 <mark>過去の災害対</mark> り	古の(	各編共道	重>
自主防災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ 教訓の共有を図るなど、防災意識の高揚、自主防災組織	哉の国	国防災基	表本
継続的な研修の実施・充実、要配慮者※1に対する防災上 育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研	多の 計	十画の値	多正
の措置等により防災行動力を向上させるとともに、地震・実施・充実、要配慮者※1に対する防災上の措置等によ	り防 に	に伴う変	更
津波に関する調査研究の推進、地域危険度調査研究の促進 災行動力を向上させるとともに、地震・津波に関する	調査		
により調査研究を一層充実する。 研究の推進、地域危険度調査研究の促進により調査研究	究を		
一層充実する。			
第3節 防災関係機関等の責務			
第1 (略)			

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
第2 防災関係機関等の業務大綱		
1 防災関係機関の業務大綱		
(1) 県		
事務又は業務の大綱	事務又は業務の大綱	〈各編共通〉
1 富山県防災会議に関すること	1 富山県防災会議に関すること	字句修正
2 災害対策の組織の整備に関すること	2 災害対策の組織の整備に関すること	【気象台】
3 災害予警報等の情報伝達に関すること	3 <u>気象</u> 予警報等の情報伝達に関すること	
4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること	4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること	
5 被災者の救援、救護に関すること	5 被災者の救援、救護に関すること	
6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関すること	6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関すること	
7 災害時における交通規制及び輸送確保に関すること	7 災害時における交通規制及び輸送確保に関すること	
8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること	8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること	
9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること	9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること	
10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること	10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること	
11 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること	11 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること	
12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること	12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること	
13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること	13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること	
14 被災産業に対する融資等に関すること	14 被災産業に対する融資等に関すること	
15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること	15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること	
(2) 市町村		
事務又は業務の大綱	事務又は業務の大綱	
1 市町村防災会議に関すること	1 市町村防災会議に関すること	〈各編共通〉
2 災害対策の組織の整備に関すること	2 災害対策の組織の整備に関すること	字句修正
3 <u>災害</u> 予警報等の情報伝達に関すること	3 <u>気象</u> 予警報等の情報伝達に関すること	
4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること	4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること	
5 避難の勧告、指示等に関すること	5 避難の勧告、指示等に関すること	
6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること	6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること	
7 被災者の救助、救護に関すること	7 被災者の救助、救護に関すること	
8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること	8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること	
9 消防活動及び水防対策に関すること	9 消防活動及び水防対策に関すること	
10 水道事業の災害対策に関すること	10 水道事業の災害対策に関すること	
11 児童、生徒に対する応急教育に関すること	11 児童、生徒に対する応急教育に関すること	
12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること	12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること	
13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関すること	13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関すること	
14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること	14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること	
15 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること	15 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること	
16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること	16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること	
17 要配慮者の避難支援に関すること	17 要配慮者の避難支援に関すること	

	現行地域防災計画		<u> </u>	備考
(3) 地方:	指定行政機関		多二个(久久即为 *** ** ,	ина У
(略)		(略)		
国土地理院 北陸地方測量 部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言	国土地理院 北陸地方測量 部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言	
(追加)		中部地方環境 事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及         び提供に関すること         2 災害時における廃棄物に関すること	〈地、風、雪〉 地方指定行 政機関の追 加
(4) 指定:	公共機関			
(略)		(略)		
中日本高速道 路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道(木之本IC〜朝日IC)及び東海北 陸自動車道(白川郷IC〜小矢部砺波JCT)の維持、 管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関する こと	中日本高速道 路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道(木之本IC〜朝日IC)、東海北陸 自動車道(白川郷IC〜小矢部砺波JCT) <u>及び舞鶴若</u> <u>狭自動車道(敦賀JCT〜小浜IC)</u> の維持、管理、修 繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関すること	〈地、風、雪〉 字句追加
西日本電信電 話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧 に関すること	西日本電信電 話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧 に関すること	
株式会社NT Tドコモ北陸 支社	2 災害時における緊急通話の確保に関すること	株式会社NT Tドコモ北陸 支社	2 災害時における緊急通話の確保に関すること	
KDD I 株式 会社		KDD I 株式 会社		〈各編共通〉
<u>ソフトバンク</u> <u>モバイル株式</u> 会社		<u>ソフトバンク</u> 株式会社		商号変更のため
(略)		(略)		

### 宣山但州域防災計画(地震、津波災宝編)新旧效昭表

	<b>台山宗地域防火</b> 司	<b>凹(地展・洋波)</b>	火苦橅/ 新旧刈炽衣	
	現 行 地 域 防 災 計 画		修正案(変更部分のみ記載)	備考
北陸電力 株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること	北陸電力 株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること	
(追加)		北陸電力送配 電株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関 すること 2 災害時における電力供給に関すること	〈各編共通〉 分社化のた め
関西電力	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関	関西電力	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関	
株式会社	すること	株式会社	すること	
北陸支社	2 災害時における電力融通に関すること	北陸支社	2 災害時における電力融通に関すること	
(追加)		関西電力送配 電株式会社 北陸電力本部	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること	〈各編共通〉 分社化のため
(略)		(略)		
(5) (	如女 \		·	

### (5) (略)

# (6) 指定地方公共機関等

<u> </u>	182412.4
(略)	
報道機関	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報
北日本放送㈱	等の周知徹底に関すること
富山テレビ放送㈱	2 災害時における情報、応急対策等の周知徹
㈱チューリップテレビ	底に関すること
㈱北日本新聞社	
富山新聞社	
富山エフエム放送㈱	
(一社)富山県ケーブルテレビ協議会	
(略)	
2 (略)	

### 第3 (略)

第4節 社会構造の変化への対応

 $1 \sim 5$  (略)

(追加)

(略)	
報道機関	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報
北日本放送㈱	等の周知徹底に関すること
富山テレビ放送㈱	2 災害時における情報、応急対策等の周知徹
㈱チューリップテレビ	底に関すること
㈱北日本新聞社	
㈱北國新聞社富山本社	
富山エフエム放送㈱	
(一社)富山県ケーブルテレビ協議会	
(略)	

6 <u>感染症対策の観点を取り入れた防災</u> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ホテル・

〈各編共通〉

〈各編共通〉 表記を統一 するため字

句修正

			<b>#</b>	<b>山东地域则火</b> 山			71m2				
	現行地	」域 防	災計画			修正案(	変更部分	のみ記載)		備	考
					旅館や業	見戚・知人宅、	安全な自治	宅などに分散し	して避難するこ	計画の	修正
					と等につ	ついての平時か	らの周知	・広報や、避難	維所における避	に伴う変	変更
					難者のji	過密抑制など原	或染症対策	その観点を取り	入れた防災対		
					策を推進	生する必要があ	っる。				
第5節 県内	内の活断層と地	尥震									
第1~第2	(略)										
第3 過去の											
(略)											
	3 年以降、富	山県内の鶦	<b>夏度観測点に</b> お	いて記録した	また、193	3 年以降、富	山県内の第	震度観測点にお	おいて記録した	時点修正	E
				末現在)であ	· ·				末現在)であ	******	
				全国的にも地					コと全国的にも		
震の少ない場		<b>—</b> , ,			地震の少ない		, , , -				
(略)	, , , , , , ,					<b>,,</b> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
	震度4以	以上を記録し	と地震一覧			震度4月	以上を記録し	た地震一覧			
発生年	震央地名	マグニチ	県内の被害等	県内の震度	発 生 年	震央地名	マグニチ	県内の被害等	県内の震度		
		ュード					ュード				
(略)					(略)						
2013 (平成 25)	石川県加賀地方	4. 2	被害なし	4:小矢部市	2013 (平成 25)	石川県加賀地方	4. 2	被害なし	4:小矢部市		
(追加)					2020(令和2)	石川県能登地方	<u>5. 5</u>	軽傷2	4:富山市、氷	時点修正	E
	I	ı	I	1					見市、舟橋村		
第4~第7	(略)					1	1	1			
	各)										
21.	C /										
					1						

	富山県地域防災計	画	(地震・津波ジ	災害編)新旧対照表		
	現行地域防災計画			修正案(変更部分のみ記載)	備	考
第 <b>第1~ 第1</b>	(略) (略) の耐震不燃化の促進 略) の耐震不燃化の促進 略) の耐震化(県全部局) 物の耐震性確保 建築物等の耐震性確保 と) 指定文化財及び県指定文化財については、国の「文・建造物等の地震時における安全性の確保に関する・」に基づき、点検・整備を行うほか、美術館、博物・展示収蔵されている資料の破損防止を図るため、展明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震診断を、必要に応じて補強する。	) ] !	ては、 確保に <mark>を行い</mark> 博物館 め、原	指定文化財、県指定文化財及び伝統的建造物につい国の「文化財建造物等の地震時における安全性のこ関する指針」等に基づき、点検・整備や耐震診断い、必要に応じて耐震補強を行う。また、美術館、第に展示収蔵されている資料の破損防止を図るた展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震を行い、必要に応じて補強する。	「造震引策に対対がる	で 前ののたれ 建耐手にた
区 分	内容		区分	内容		
a 対象住宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの		a 対象住宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの		
b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 ①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ③1階の主要居室(寝室、居間等)だけを耐震改修後に、総合判 定が1.5以上となる工事 (追加)		b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 ①建物全体を耐震改修後に、総合判定が 1.0 以上となる工事 ②1 階部分だけを耐震改修後に、総合判定が 1.0 以上となる工事 ③1 階の主要居室(寝室、居間等)だけを耐震改修後に、総合判定が 1.5 以上となる工事 ④建物全体を簡易改修後に、総合判定が 0.7 以上となる工事	補助文 なるエ 追加し の(H31	事を したも

# 現 行 地 域 防 災 計 画 c 補助金額 耐震改修工事に要する経費の<u>3分の1</u>又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は<u>30</u>万円とする。

### (ウ) 富山県住みよい家づくり資金融資

	区分	内 容		
а	対象工事	次の要件を満たす住宅の耐震改修工事を含むリフォーム工事 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの		
b	限度額	500 万円以内		
С	融資利率	1.7% (固定) (平成 28 年 12 月現在)		
d	期間	15 年以内		

### イ (略)

ウ 中小企業施設の耐震化

中小企業の防災対策として、県制度融資(<mark>設備投資促進</mark> <u>資金</u>)、中小企業高度化資金により耐震・耐火構造の事務 所、工場、店舗等の整備を促進し、災害に強いまちづくり を進める。

# (ア) 設備投資促進資金

	×	分		内 容
a	対	象	者	工場、店舗、事務所等の耐震改修等を行う中小企業者
b	資	金 使	途	設備資金、運転資金 (追加)
С	限	度	額	<u>5,000 万円</u> (うち運転資金 1,000 万円)
d	期		間	設備資金 <u>10 年</u> (うち据置 1 年)以内 運転資金 <u>5 年</u> (うち据置 1 年)以内
е	利		率	年 1.65% (平成 31 年 1 月末現在)
f	信用	保証、担保		金融機関の方法による

(イ) (略)

修正案(変更部分のみ記載)

「耐震改修工事に要する経費の<u>5分の2</u>又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は<u>50</u>万円とする。

### (ウ) 富山県住みよい家づくり資金融資

区分	内 容
a 対象工事	次の要件を満たす住宅の耐震改修工事を含むリフォーム工事 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの
b 限度額	500 万円以内
c 融資利率	1.7% (固定)
d 期間	15 年以内

中小企業の防災対策として、県制度融資(<u>防災・減災対策</u> <u>促進資金</u>)、中小企業高度化資金により耐震・耐火構造の事 務所、工場、店舗等の整備を促進し、災害に強いまちづくり を進める。

### (ア) 防災・減災対策促進資金

	<del>\</del>	-	分		内 容
a	対	\$	<u>4</u> 8	者	自然災害の発生に備え、災害の影響を軽減するための施設の整備・補強、資機材の導入、燃料の備蓄等を行う中小企業者で、以下のいずれかに該当するもの(1)事業継続計画を策定したもの(2)事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けたもの
b	資	金	使	途	設備資金、運転資金(運転資金のみは不可)
С	限	厚	艺	額	<u>1億円(うち運転資金1,000万円)</u>
d	期			間	設備資金 <u>15 年</u> (うち据置 1 年)以内 運転資金 <u>7 年</u> (うち据置 1 年)以内
е	利			率	年 1.15%(令和2年7月末現在)
f	信用	保証、	担保	ŧ	金融機関の方法による

補助限度額 を引き上げ た も の (H31.4~)

考

利率の変動が 頻繁にない ため、削除

本年度より、 防災・減災対 策促進資金 を創設した ため

	<b>町(地震・津波災害編)新旧対照表</b>		
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考
<b>第4 市街地の再開発(県土木部、市町村)</b> 1~3 (略)			
4 県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した 大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるととも に、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅 地の耐震化を実施するよう努めるものとする。	4 県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した 大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるととも に、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅 地の <u>安全性の把握及び</u> 耐震化を実施するよう努めるものと する。	国防災 計画の に伴う	修正
第2節 都市基盤等の安全性の強化 第1 (略) 第2 ライフライン施設の安全性強化 また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に 努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報 連絡体制を強化する。		〈各編⇒	
(追加) 1 電力施設における災害予防対策(企業局、北陸電力、関西	さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 1 電力施設における災害予防対策(企業局、北陸電力、北陸電	国防災計画のに伴う	)修正 変更
電力) (1) ~ (2) (略) 2 ガス施設における災害予防対策(中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部、日本海ガス、高岡ガス、(一社) 日本コミュニティーガス協会北陸支部、(一社) 富山県エルピーガス協会) (1) (略)	力送配電、関西電力 <u>、関西電力送配電</u> )	分社化め	
(2) L Pガス ア (略) イ 感震機能付き安全器具の普及促進 販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、ガス放出防止型高圧ホース、感震器付ガスメーター又は耐震自動ガス 遮断器、ガス放出防止器及び Si センサーコンロ※の普及 促進に努める。 ウ (略) 3~5 (略) 第3~第5 (略)	販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、ガス放出防止型高圧ホース、感震器付ガスメーター又は対震自動ガス遮断器、ガス放出防止器及び Si センサーコンロ※の普及促進に努める。	誤字修	正

<b>盖山宗地域的灰</b> 山	則(地震・津波災害編)新旧対照表	
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
第3節 (略) 第4節 防災活動体制の整備 第1 防災拠点施設の整備 県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ 機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、 平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実 施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。 また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を 備えた地域防災拠点の整備に努める。 1~5 (略) (追加)	県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫を備えた地域防災拠点の整備に努める。  6 防災機能を有する道の駅の整備(北陸地方整備局、県土木部、市町村) 国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。	〈各編共通〉 国防の変更 に伴う変更
第3 通信連絡体制の整備 県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。また、緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。 (略)特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。(略)	県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。 (略) 特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。	《各国計に 〈国計に 〈国計に 〈各防画・

	到(地震・洋波災害編)新旧対照表 		
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考
現 行 地 域 防 災 計 画  1~2 (略) 3 通信連絡体制の整備充実(県総合政策局、市町村) (1)~(3) (略) (4)市町村防災行政無線の整備促進 (略) また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星携帯電話の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、災害情報共有システム(Lアラート)等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 (資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」) (5)非常通信体制の強化 県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星携帯電話、携帯電話等の整備充実に努める。 (略) (6)~(7) (略)		備 (各国計に 表す句 (各国計に おびのう) をた正 共災のう	基修変 統め 通基修本正 一字 〉本正
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む。)の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。 県、市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。		変更通基修

### 現行地域防災計画 第5 緊急輸送ネットワークの整備

1 輸送拠点施設の確保(県関係部局、市町村)

### 県内における主な輸送拠点施設

区 分	名 称	所 在 地
陸上輸送拠点施設	富山市中央卸売市場	富山市掛尾町 500
	(以下、略)	

- 2 緊急道路ネットワークの確保(県土木部)
- $(1) \sim (3)$  (略)

緊急通行確保路線図(平成31年4月)



- 緊急航空路の確保(県観光・交通・地域振興局、県厚生部、 県警察本部、市町村)

(略)

(略) 5

# 第6 航空防災体制の強化

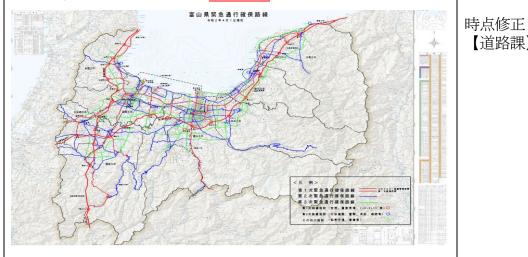
- 1 航空防災活動のための環境整備(県総合政策局、県厚生部、 県警察本部、市町村)
- (1) (略)
- (2) 震災時の広域即応体制の整備 震災時において、他県市からのヘリコプター等の応援

### 県内における主な輸送拠点施設

修正案 (変更部分のみ記載)

区 分	名 称	所 在 地
陸上輸送拠点施設	富山市公設地方卸売市場	富山市掛尾町 500
	(以下、略)	

緊急通行確保路線図(令和2年4月)



4 緊急航空路の確保(県観光・交通振興局、県厚生部、県警 察本部、市町村)

〈地・風・雪〉 県機構改革 に伴う変更

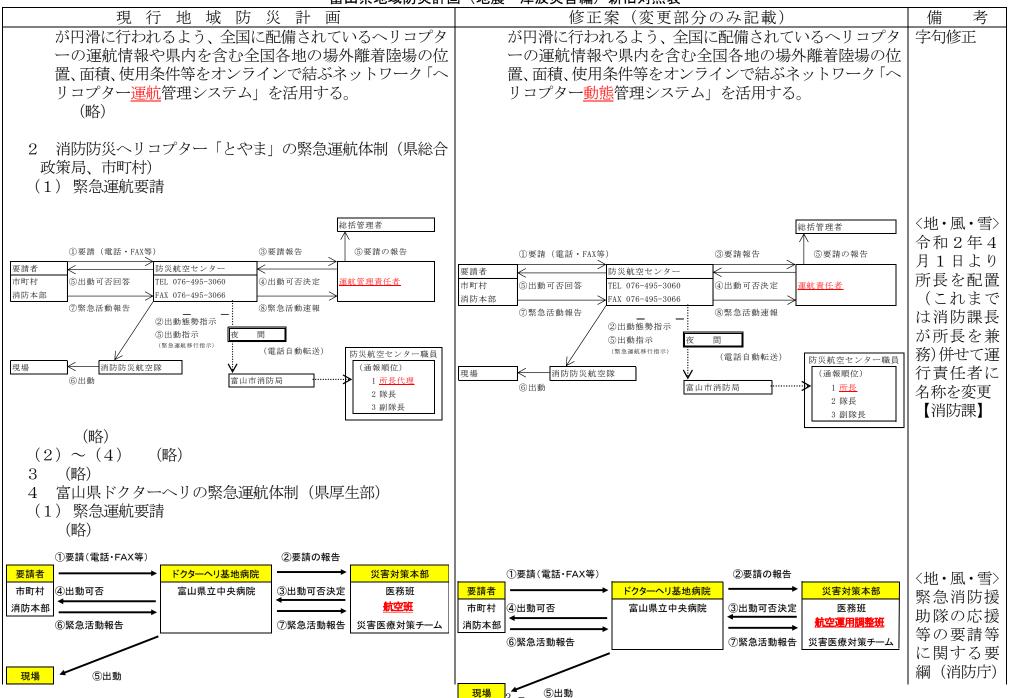
備

名称変更

【道路課】

考

震災時において、他県市からのヘリコプター等の応援(<地・風・雪〉



富山県地域防災計画	<b>団(地震・津波災害編)新旧対照表</b>	
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(2) (略)  第7 相互応援体制の整備 (略) また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 (追加)  なお、県は、消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画(平成 19 年 3 月)を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。 (略) 1 国の機関等との相互協力	そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援 職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うた めの受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各 業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務ス ペースの確保を行うものとする。	に準拠 〈各編共通〉 国防災基本 計画の修正 に伴う変更
(1) (8) (2) 国土交通省等との連携(北陸地方整備局、北陸地方測量部、県土木部) ア 災害時の相互協力に関する申合せ 国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」(平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正)を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。イ〜ウ (略)	(2) 国土交通省等との連携(北陸地方整備局、北陸地方測量部、県土木部)  国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社高速道路事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」(平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正)を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。	〈地、風、雪組織名変厚に伴う変更
2 地方公共団体間の相互応援 <u>(追加)</u>	県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対 応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援	〈各編共通〉

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
	や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援	計画の修正
	協定の締結に努めるものとする。	に伴う変更
	県及び市町村は、被災市区町村応援職員確保システムを活	
	用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、	
	発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	
$(1) \sim (2)$ (略)		
3 防災関係機関との相互協力(県各部局、各防災関係機関) (1) 県と防災関係機関との相互協力 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要である ことから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機 関との協定の締結を推進する。 ア〜ス (略) セ (一社)富山県産業廃棄物協会との協定 県と(一社)富山県産業廃棄物協会との協定 県と(一社)富山県産業廃棄物協会との協定 県と(一社)富山県産業廃棄物協会とは、平成17年9月 12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害 廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模 災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決め ている。 (資料「12-27 地震等による大規模な災害の発生時にお ける災害廃棄物の処理等に関する協定」)	セ (一社)富山県産業資源循環協会との協定 県と(一社)富山県産業資源循環協会とは、平成17年9月 12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害 廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模 災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決め ている。 (資料「12-27 地震等による大規模な災害の発生時にお ける災害廃棄物の処理等に関する協定」)	〈地・風・雪〉 協会名改称
ソ~う (略)		
_ <u>(追加)</u>	え 富山県医療機器協会との協定	〈地・風・雪〉
	県と富山県医療機器協会とは、令和2年2月20日に	協定の追加
	「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締	
	結し、災害時における医療救護活動に必要な医療機器等	
	の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。	/#h . 🖃 🖶 🕻
	お(一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築	〈地・風・雪〉
	<u>士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会と</u> の協定	協定の追加
	<u>の協定</u> 県と(一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県	
	建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会	
	とは、令和2年4月22日に「地震災害時における被災建	
	築物応急危険度判定等の協力に関する協定書」を締結し、	
	大規模地震発生時における民間の被災建築物応急危険度	

	<b>当(地震・</b> 浑波災害編)新旧対照表	
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
	判定士の参加要請等に関する協力について取り決めている。 <u>る。</u>	
(2) 防災機関間の相互協力 ア (略) イ 電力会社間の相互協力 北陸電力及び関西電力は、各電力会社及び電源開発株 式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えて いる。 ウ〜エ (略) 4 (略)	イ 電力会社間の相互協力 北陸電力 <u>、北陸電力送配電、</u> 関西電力 <u>及び関西電力送</u> 配電は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対 策用資機材の相互融通体制を整えている。	〈各編共通〉 分社化のた め
5 民間の協力(県各部局、市町村、防災関係機関) 県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。 (追加)	また、県及び市町村は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。 さらに、県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業の担い手の確保・育成に関する取り組みを支援するものとする。	〈各編共通〉 国防災基本 計画の修正 に伴う変更 地94、風65、雪6
第8 積雪時の震災対策 (略) このため、県、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を 推進することにより、冬期にける地震被害の軽減に努める。	(略) このため、県、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を 推進することにより、冬期に <mark>お</mark> ける地震被害の軽減に努める。	誤字訂正
1 (略) 2 交通の確保(北陸地方整備局、県土木部、市町村、中日本高速道路(株)、富山県道路公社) (1)道路交通の確保 ア 除雪体制の強化 (ア) (略) (イ)積雪寒冷地域に適した道路整備の促進		
道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通傷害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。	道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通 <mark>障害</mark> を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。	誤字訂正

「(地震・津波災害編)新旧対照表		
修正案(変更部分のみ記載)	備	考
4 男女共同参画の視点 県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部	〈各編共注 国防災基 計画の値 に伴う変	基本 修正
局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。  イ 市町村は、救急能力を高めるため、救急救命士 <sup>※4</sup> の技術向上に向けた研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ <sup>※5</sup> などの応急救護研修の実施に努める。	《高車村進命急以きな編格各整教はに配よた共教での	救市備急各1備う
	修正案(変更部分のみ記載)  4 男女共同参画の視点     県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。  4 市町村は、救急能力を高めるため、救急救命士※4の技術向上に向けた研修体制を整備する。さらに、救急隊員にト	修正案(変更部分のみ記載) 備  4 男女共同参画の視点

修正案(変更部分のみ記載)	備考
	<u> </u>
なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、薬業関係団体(富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等)や国の協力を得て、調達する。	<地・風・雪> 新たに協定 を締結した ため
	〈各編共通〉 国防災基本 計画の修正 に伴う変更
また、市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。 さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努めるものとする。	〈各編共通〉 国防災基本 計画の変更 〈各編共通〉 国通知に伴 う改正
	審時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、薬業関係団体(富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等)や国の協力を得て、調達する。  市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。  また、市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。  さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努めるものと

富山県地域防災計画	<b>〕(地震・津波災害編)新旧対照表</b>	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。 (追加)	(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。	〈各編共通〉 国防災基本 計画の修正 に伴う変更
(イ) 井戸、仮設(簡易)トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。 ウ 指定避難所における運営体制の整備 (略)	また、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に <u>努めるものとする。</u> (イ) 井戸、仮設(簡易)トイレ、マット、非常用電源、衛 星 <u>通信</u> 等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整 備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資 する機器を整備する。	〈各編共通〉 国防災基本 計画の修正 に伴う変更
県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。	県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。 <u>また、避難所における新型感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。</u>	〈各編共通〉 感染症等対 策に関する 記述を追加
(2)~(5) (略) 2 (略) 3 物資の確保(県総合政策局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部) 大規模な地震・津波が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。県及び市町村等は、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。	3 物資 <mark>等</mark> の確保(県総合政策局、県厚生部、県農林水産部、 市町村、日本赤十字社富山県支部)	
<u>(追加)</u>	そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがあ	〈各編共通〉 国防災基本 計画の修正 に伴う変更

	(地震·浑波災害編 <i>)</i> 新旧对照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
	る場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い	
	て備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されて	
	いる物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸	
	送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有す	
	るなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のため	
	の準備に努めるものとする。	
また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び		
生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本		
である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、		
個人備蓄の啓発・奨励を行う。		
(略)		
$(1)$ $\sim$ $(2)$ (略)		
(3) 生活必需品の確保		
アー生活必需品の備蓄、調達		
(ア)~(イ) (略)		
	(ウ) 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感	〈各編共通〉
	<u>(ワ) 景及の印刷がは、利室コロケワイルへ燃業症を含む感</u> 染症対策として、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するも	国防災基本
		国防火基本計画の修正
(ウ)~(オ) (略)	<u>のとする。</u> (エ) ~ (カ) (略)	に伴う変更
(4) (略)		に仕り変史
(4) (PG) ( <u>追加</u> )	(こ)最近の地口	〈各編共通〉
<u>(坦加)</u>	(5) 電源の確保	国防災基本
	病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる	
	重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる。	計画の修正
	る非常用電源を確保するよう努めるものとする。	に伴う変更
	県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、	
	電力会社等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、	
	病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機	
	関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄	
	量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化	
(m fa)	<u>を行うよう努めるものとする。</u>	
4 (略)		
5 被災者等への的確な情報伝達活動		
市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町	市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町	
村防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備	村防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備	〈各編共通〉
<u>を図る</u> とともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも	やIP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情	国防災基本

富山県地域防災計画	<b>菿(地震・津波災害編)新旧対照表</b>	
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、	報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めると	計画の修正
災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難	ともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した	に伴う変更
者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報	多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害によ	
伝達できるよう必要な体制の整備を図る。	り孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情	
	報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達でき	
	るよう必要な体制の整備を図る。	
また、国、県、市町村及び放送事業者等は地震に関する	また、国、県、市町村及び放送事業者等は地震に関する	〈各編共通〉
情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、	情報及び被災者に対する生活情報を <mark>大規模停電時も含め</mark>	国防災基本
その体制及び施設、設備の整備を図る。	常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図	計画の修正
	る。	に伴う変更
(追加)_	電力会社は、停電時にインターネット等を使用できない	〈各編共通〉
	被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努	国防災基本
	<u>めるものとする。</u>	計画の修正
	国及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段	に伴う変更
	の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信	〈各編共通〉
	障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整	国防災基本
	備を図るものとする。	計画の修正
なお、国、県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難		に伴う変更
する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易か		
つ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。		
		〈各編共通〉
また、国、県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等	また、国、県、市町村及びライフライン事業者は、住民	国防災基本
に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。	等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじ	計画の修正
	め計画しておく。	に伴う変更
tate a late of limits \		
第4~第5 (略) 第6 孤立集落の予防		
第 0 加工来洛の予防		
3 通信連絡体制の整備(市町村、県警察本部)		
(1)集落と役場等との連絡体制の整備		
ア〜エ(略)		
オー衛星携帯電話の配備	オの衛星通信の配備	〈各編共通〉
4 (略)		国防災基本
¬ (₩µ/		計画の修正
		に伴う変更
		一口,久久

	<b>■(地震・津波災害編)新旧</b> 対照表		_
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考	
第6節 防災行動力の向上 <b>第1 防災意識の高揚</b> 1 県民に対する防災知識の普及(県総合政策局、県警察本部、 市町村) (1) (略) (2) 普及の内容			
ア~ウ (略)         エ 普段からの心がけ         (ア) ~ (キ) (略)         (追加)         (ク) ~ (コ)       (略)         オ~キ (略)         2 児童生徒等に対する防災教育(県経営管理部、県教育委員会、市町村)	<u>(ク) 自動車へのこまめな満タン給油</u> <u>(ケ) 〜 (サ)</u> (略)	〈各編共通〉 国防災基本 計画の修正 に伴う変更	
(1) 防災広報の充実 県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため 地震・津波発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒 の発達段階に応じたPRパンフレットを発行し、県内の 小、中学校及び高等学校に配布する。 (2) (略) 3~6 (略)	県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため 地震・津波発生時及び平常心の心得を盛り込んだ児童生徒 の発達段階に応じたPRパンフレットを県内の小、中学校 及び高等学校に配布する。	〈地・雪〉 実情に合わ せた変更	,
<ul> <li>第2 自主防災組織の強化</li> <li>1 地域における自主防災組織の充実(県総合政策局、市町村)(1)~(6)(略)</li> <li>(追加)</li> </ul> 第3 (略)	(7) 地区防災計画の策定 県及び市町村は、自主防災組織等による地区防災計画の策 定促進に努めるものとする。	〈各編共通〉 地区防災計 画の策定促 進を追記	
第4 要配慮者の安全確保 1~2 (略) 3 外国人の安全確保対策( <u>県観光・交通・地域振興局</u> 、市町 村) (1)~(3) (略)	3 外国人の安全確保対策( <u>県総合政策局、県観光・交通振興局</u> 、 市町村)	〈地・雪〉 県機構改革 に伴う変更	

	現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考
第7節	(略)			



	10、地层 洋波火音桶/ 机口对照衣	
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(ウ) ~ (オ)       (略)         イ~ウ (略)       (3) ~ (5)       (略)         (6) 災害対策本部室       ア (略)         イ 本部室長は、総合政策局長をもって充てる。       ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、	イ 本部室長は、 <mark>危機管理監</mark> をもって充てる。 ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、	〈全編修正〉 字句修正
医務班、建設技術企画班、警備班、ボランティア班、 航空班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部 連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チーム を配置する。 エ (略) (7) (略) (8) 非常(緊急)災害現地対策本部との連携 また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災 地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう 努めるものとする。	医務班、建設技術企画班、警備班、ボランティア班、 <u>航空運用調整班</u> 及び本部長の指示する各班の班員若 干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対 策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対 策チームを配置する。	(地・風・雪) 地・急隊の関・関・圏 ・関・関・圏・圏・圏・圏・圏・圏・圏・圏・圏・圏・圏・圏・圏・圏・圏・圏・圏・
第2 <b>〜</b> 第5 (略)	また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。	〈各編共通〉 国防災基本 計画の修正 に伴う変更
第2節 情報の収集・伝達 第1 被害状況等の収集・伝達活動 1~4 (略) 5 被害情報の収集活動(県各部局) (1)~(2) (略) (3)~リコプター保有機関による上空からの情報収集 県消防防災へリコプター及び自衛隊、国土交通省や海上 保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災へリコ プター、県警へリコプター及び国土交通省へリコプターの	(3) ヘリコプター <mark>等</mark> 保有機関による上空からの情報収集 県消防防災ヘリコプター <mark>等</mark> 及び自衛隊、国土交通省や海 上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリ コプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプター	

現行地域防災計画

修正案 (変更部分のみ記載)

備考

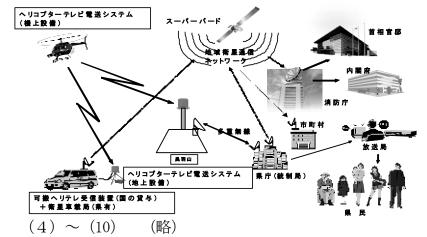
ヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。 (追加)

る。 <u>また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応</u>じて撮影等により情報を収集する。

のヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集す

防災基本計 画の修正を 受けての追 加、修正

### 富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



6 被害情報等の収集担当部班(室課)(県各部局)

被害項目	担 当 部 班	備考(室課名)
(略)		
鉄道施設被害	<ul><li>観光・交通・地域振興部</li><li>地域交通・新幹線</li><li>政策班</li></ul>	総合交通政策室
空港施設被害	観光・交通・地域振興部 航空政策班	総合交通政策室

 $7 \sim 8$  (略)

# 第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動

- 1 地震に関する情報
- (1) (略)
- (2) 地震情報

区分	<u>内 容</u>
<u>震度速報</u>	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名(全国
	188 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上を観測した場合、地震の発生場所(震源)やそ
(津波警報、津波注	の規模(マグニチュード)を発表

# 富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム

ヘリコプターテレビ 電送システム (機上散備)	スーパーパード	<b>/   首相官邸</b>
	地域衛星通信	
		内阁府
		<b>★</b>
	具羽山·高岡総合庁會	放送局
(地上)	股備)	庁(統制局)
可搬へリテレ受信装置(国の貸与 +可搬型衛星地球局(県有)	· <u>、県有</u> )	WAT 17 LAN

被害項目	担 当 部 班	備考(室課名)
(略)		
鉄道施設被害	観光・交通振興部 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室
空港施設被害	観光・交通振興部 航空政策班	総合交通政策室

〈各編共通〉 県機構改革 に伴う変更

# (2) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	<u>発表基準</u>	<u>内容</u>
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観 測した地域名(全国を 188 地域に区分)
		と地震の揺れの検知時刻を速報。

地震情報と 長周期地震 動に関する 情報をまと める

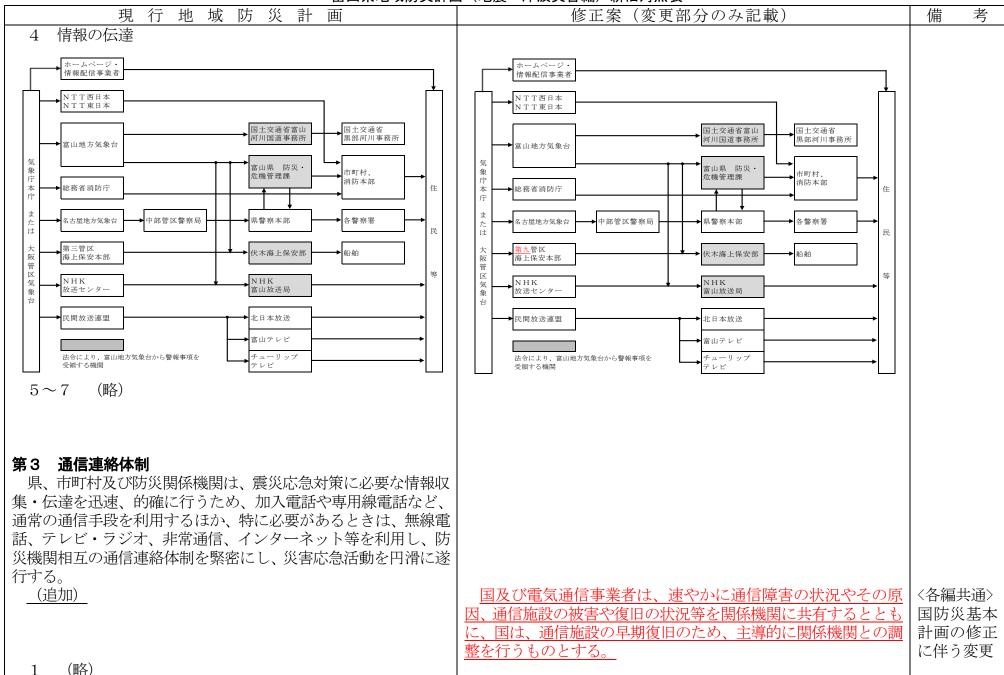
	見行地域防災計画		修正案(変更剖	3分のみ記載)	備	考
意報を発表した場	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれ	震源に関する情	・震度3以上	「津波の心配がない」又は「若干の海面		
合には発表しない)	ないが被害の心配はない」旨を発表	<u>報</u>	・津波警報・注意報発表	変動があるかもしれないが被害の心配は		
震源・震度に関する	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震		又は若干の海面変動が	ない」旨を付加して、地震の発生場所(震		
情報	度3以上の地域名と市町村名を発表		予想される場合	<u>源)やその規模(マグニチュード)を発</u>		
	なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手して		・緊急地震速報(警報)	表。		
	いない地点がある場合は、その市町村名を発表		を発表した場合			
各地の震度に関す	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)	震源・震度に関	以下のいずれかを満た	地震の発生場所(震源)やその規模(マ		
る情報	やその規模(マグニチュード)を発表	する情報(注)	した場合	グニチュード)、震度3以上の地域名と市		
	_ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない		・震度3以上	町村毎の観測した震度を発表。		
	地点がある場合は、その地点名を発表		・津波警報・注意報発表	震度5弱以上と考えられる地域で、震度		
遠地地震に関する	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所		又は若干の海面変動が	を入手していない地点がある場合は、そ		
情報	(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に		予想される場合	の市町村名を発表。		
	<u>発表</u>		・緊急地震速報(警報)			
	マグニチュード 7.0 以上又は都市部等著しい被害が発生す		を発表した場合			
	る可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、	各地の震度に関	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震		
	日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	する情報		の発生場所(震源)やその規模(マグニ		
その他の情報	<u>地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報</u>	(注)		チュード)を発表 <u>。</u>		
	や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表			震度5弱以上と考えられる地域で、震度		
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度デー			を入手していない地点がある場合は、そ		
	タをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を			の地点名を発表。		
	図情報として発表			地震が多数発生した場合には、震度3以		
				上の地震についてのみ発表し、震度2以		
				下の地震については、その発生回数を「そ		
				の他の情報(地震回数に関する情報)」で		
				<u>発表。</u>		
		推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1		
				km 四方ごとに推計した震度(震度4以上)		
				を図情報として発表。		

現行地域防災計画		修正案(変更部	3分のみ記載)	備	考
	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模 (マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。		
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。		
(3) 長周期地震動に関する情報について 高層ビルにおける地震時の人の行動の困難さの程度や、 家具や什器の移動・転倒などの被害の程度が、震度では 分かりにくいという特徴があるため、気象庁では、高層	-	・顕著な地震の震源要素 を更新した場合や地震 が多発した場合等 情報XMLフォーマット電	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや 地震が多発した場合の震度1以上を観測 した地震回数情報等を発表。 文では、「震源・震度に関する情報」と 一つの情報で発表している。	地震情 長周に関 動に関	地震
ビル等における地震後の防災対応等の支援を図り、長周期地震動による高層ビル内での被害の発生可能性等について知らせる長周期地震動に関する情報を発表する。 ※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。				情報を める	

		富山県	地域防災計画	□(地震・津		新旧対照表				
	現行地域	防災計画		修正案(変更部分のみ記載)				備	考	
(1) 大 津波に ら約3分	皮に関する情報 て津波警報・津波警報・ こよる災害の発生が予想 分を目標に大津波警報、 幹報等」)を発表。	される場合、地震が		油油散却ない	揺垢し欢主や1	れる津波の高さ <sup>(注)</sup> 等			表現の	<b>が</b> なこ
		発表される津波の	で高さ	年仅言報守V)	性規と光衣で		_		<b>公元</b> ()	/  少止
種類	<u>発表基準</u>	<u>数値での発表</u> 10m超 (10m<予想高さ)	巨大地震の場合の発表	<u>津波警報等</u> の種類	発表基準_	発表される津波の高数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	<u>巨大地震</u> の場合の 発表	<u>想定される被害と取るべ</u> <u>き行動</u>		
大津/P/泰報	<u>予想される津波の高さが高いと</u> ころで3mを超える場合		巨大		<u>予想される</u> 津波の高さ	10m 超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ		木造家屋が全壊・流失し、 人は津波による流れに巻 き込まれる。沿岸部や川 沿いにいる人は、ただち		
津波警報	予想される津波の高さが高いと ころで1mを超え、3m以下の 場合 予想される津波の高さが高いと	<u>3 m</u> (1 m<予想高さ≦3 m)	高い	大津波警報	<u>が高いとこ</u> ろで3mを 超える場合	<u>≦10m</u> ) <u>5m</u> (3m<予想高さ <u>≤5m</u> )	巨大	に高台や津波避難ビルな ど安全な場所へ避難す る。警報が解除されるま で安全な場所から離れな い。		
<u>律放社息報</u>	ころで 0.2m以上、1m以下の 場合であって、津波による災害 のおそれがある場合		(表記しない)	津波警報	予想される 津波の高さ が高いとこ ろで1mを 超え、3m以 下の場合	<u>3m</u> <u>(1m&lt;予想高さ</u> <u>≦3m)</u>	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。		

	<u>現 行 地 域 防</u>	<u>災計画</u>	津波注意報	<del></del>	案 (変更部分 1 m (0.2m≦予想		海の中では人は速い流れ に巻き込まれ、また、養 殖いかだが流失し小型船 舶が転覆する。海の中に	備	<u>考</u>
(2) 津波† 津波幫		、津波の到達予想時刻や予想	(注)「津波の	って、津波に よる災害の おそれがあ る場合 報を特別警報に の高さ」とは、津 がなかったとし	高さ≦1m) 立置付けている。 波によって潮位が高		いる人はただちに海から 上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危 険なので行わない。 注意報が解除されるまで 海に入ったり海岸に近付いたりしない。		
区分	津波の高さ等を発表。 種類	内容	情	 報の種類			内容	表現の	修正
	到達予想時刻、予想される津 ・			ま時刻・予想され	ス 冬津油予却区		<u>3年</u> 権予想時刻 <sup>(注2)</sup> や予想さ		,,,,,,,
	高さに関する情報	刻や予想される津波の高さを発表	<del>                                 </del>	<u> </u>			は津波警報・注意報の種		
各地	2の満潮時刻・津波到達予想時	主な地点の満潮時刻・津波の到達	1)		類の表に記載)		to the second se		
刻に	関する情報	予想時刻を発表	各地の満瀬時	 持刻・津波到達予	対 主な地点の満済	期時刻や津海	皮の到達予想時刻を発表		
	7観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ を発表	時刻に関する	5情報_					
津波情報 沖合	の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の高さ、及び 沖合の観測値から推定される沿岸ま での津波の到達時刻や高さを津波予 報区単位で発表	津波観測に関連からの津波観点の	関する情報 見測に関する情報	一	た津波の時刻	別や高さを発表 (注3) 別や高さ、及び沖合の観測 の津波の到達時刻や高さ		
		津波に関するその他必要な事項を			を津波予報区				

	富山県地域防災計画	<b>国(地震・津波災害編)新旧対照表</b>			
現 行 地 域	防災計画	修正案(変更音	部分のみ記載)	備	考
<u>次</u> 11 地 极	<u>例 火 日 岡</u>	(注2) この情報で発表される到達予想時 達する時刻である。場所によっては、この時 ることもある。 (注3) 津波観測に関する情報の発表内容に ・沿岸で観測された津波の第1波の到達 れた最大波の観測時刻と高さを発表する ・最大波の観測値については、大津波警察	図は、各津波予報区でもっとも早く津波が到時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってく こついて 時刻と押し引き、及びその時点までに観測さ	VHI	77
(3) 津波予報 <u>地震発生後、津波による</u> <u>発表。</u> <sup>発表</sup> 基準	災害が起こるおそれがない場合に 内容	ない場合には、以下の内容を		表現の 【気象 地 158	
油炉ジマヤンしめい しゃ (山岳屋中1)。	************	発表基準 津波が予想されないとき (地震情報に含	発表内容 津波の心配なしの旨を発表		
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	<u>律仮が了恋されないとさ (地展情報に含</u>   めて発表)	<u> </u>		
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動の ため被害の心配はなく、特段の防災対応の 必要がない旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動 のため被害の心配はなく、特段の防災 対応の必要がない旨を発表		
津波警報等解除後も海面変動が継続する とき (津波に関するその他の情報に含め て発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、 今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては 十分な留意が必要である旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、 今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては 十分な留意が必要である旨を発表		
			とき」又は「津波警報等の解除後も海面変動 は、XML電文では「津波警報・注意報・予		
(4) (略) 3 (略)					



現行地域防災計画 2 無線電話 (県総合政策局、県経営管理部、NTTドコモ)

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 衛星携帯電話

県は、衛星<mark>携帯電話</mark>を整備し、積極的に活用する。

- $(5) \sim (6)$ (略)
- 3 (略)
- 4 その他(各防災関係機関)
- (1) 利用できる主な施設

ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第 11 条で定める業務を行う機関の保有する無線

通信施設名	通信系統
(略)	
電気事業用無線	北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線

イ~ウ (略)

(2)(略)

### 第4 広報及び広聴活動

- 1 広報活動(各防災関係機関)
- (1) (略)
- (2) 広報活動の内容
- ア 広域災害広報

県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及 び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした 各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等 の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨 時のFM放送、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用 し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体 へ迅速に情報を伝達するためLアラート(災害情報共有シ ステム) 等による伝達手段の多重化・多様化に努めるもの とする。

(ア) ~ (カ) (略)

イ 地域災害広報

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消 防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、

# (4) 衛星通信

県は、衛星通信を整備し、積極的に活用する。

修正案 (変更部分のみ記載)

〈各編共诵〉 国防災基本 計画の修正 に伴う変更

考

通信施設名	通信系統
(略)	
電気事業用無線	北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)、関西電力(株)、関西
	<u>電力送配電(株)</u> の各関係機関を結ぶ回線

〈各編共诵〉 分社化のた  $\Diamond$ 

県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及 び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした 各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等 の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソー シャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時の FM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒 体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多 様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート(災害情 報共有システム) 等による伝達手段の多重化・多様化に努 めるものとする。

〈各編共诵〉 国防災基本 計画の修正 に伴う変更

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消(各編共通) 防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、国防災基本

現 行 地 域 防 災 計 画 広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート(災害情報共有システム)等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア)~(カ) (略)

 $(3) \sim (4)$  (略)

2 (略)

第3節 (略)

第4節 広域応援要請

### 第1 相互協力

 $1 \sim 2$  (略)

- 3 応援受入体制の確立(県総合政策局、市町村)
- (1) 連絡体制の確保

県及び市町村は、応援要請が予測される災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状 況を把握し、国、関係都道府県、市町村等に通報するほか、 必要な情報連絡を行う。

(追加)

 $(2) \sim (3)$  (略)

4 (略)

# 第2 (略)

第5節 救助·救急活動

# 第1~第2 (略)

# 第3 消防応援要請

 $1 \sim 2$  (略)

3 消防庁の対応

消防庁長官は、大規模災害時において知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで、他県等の知事に対し応

広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート(災害情報共有システム)等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

修正案 (変更部分のみ記載)

計画の修正 に伴う変更

考

県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗 状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災 市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び 都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行 われるよう努めるものとする。

〈各編共通〉 国防災基本 計画の修正 に伴う変更

3 消防庁の対応

消防庁長官は、大規模災害時において知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで、他県等の知事に対し応

富山県地域防災計画	<b>Ī(地震・津波災害編)新旧対照表</b>	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
援のための措置を求めることができることとなっている。 特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。 また、東海地震等の大規模な災害又は毒性物質の発散などの特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。 なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。	援のための措置を求めることができることとなっている。 特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。 また、南海トラフ地震等の大規模な災害又は毒性物質の発散などの特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。 なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。	〈各編共通〉 字句修正
4 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備(市町村) (1)~(2) (略) (3)~リコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報 (4)~(5) (略)	(3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報 <u>(へ</u> <u>リコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等)</u>	〈各編共通〉 「富山県緊 急消防援助 隊 受 援 計 画」に準拠
<ul> <li>第4 (略)</li> <li>第6節 医療救護活動</li> <li>第1~第6 (略)</li> <li>第7 医薬品、血液の供給体制</li> <li>1 医薬品等の供給(県厚生部)</li> <li>(1)災害直後の初動期の医薬品等の供給(略)</li> <li>不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」に基づき、及び薬業関係団体(富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等)や国の協力を得て、調達し供給する。</li> <li>(2) (略)</li> <li>2 (略)</li> </ul>	不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県 医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関 する協定書」に基づき、薬業関係団体(富山県薬剤師会、 富山県薬業連合会等)や国の協力を得て、調達し供給する。	〈各編共通〉 新たに協定 を締結した ため

### 宣山但州城防災計画(州震、津波災宝線)新山村昭美

富山県地域防災計画(地震・津波災害編)新旧対照表				
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備	与	
第8~第10 (略) 第7節 (略) 第8節 避難活動 第1~第4 (略) 第5 避難所の設置・運営 1 避難所の開設(市町村)				
<ul><li>(1) (略)</li><li>(2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県(災害対策本部)及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。</li><li>(追加)</li><li>(3) ~ (6) (略)</li></ul>	(2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県(災害対策本部)及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。 また、県及び市町村は、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。	〈各編共近 混雑状況 広報につ て追記	_ [の	
2 避難所の運営(県総合政策局、県厚生部、県土木部、市町	(7) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に 県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるも のとする。	〈各編共道 国防災基 計画の修 に伴う変	本正	
村) (1) ~ (4) (略) (5) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。 (以下、略)	(5) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進する とともに、男女のニーズの違い等男女双方 <u>及び性的少数者</u> の視点等に配慮するものとする	〈各編共通〉 「富山県人林育・啓発に「 る基本計画」 おいて「性語	関す に 内指	
(6)(略) (追加) 3~4 (略)	(7) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホーム レスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れ ることとする。 ▼	向し目れの解でるという。というというというというというというできるには、ないのないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、これでは、ないのでは、	題け数る公 利	
第6 要配慮者の支援	- 36 -	計画の修に伴う変	正	

	回(地震・津波災害編)新旧対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
1~2 (略) 3 外国人の支援対策( <u>県観光・交通・地域振興局</u> 、市町村、 報道機関) (1)~(2) (略)	3 外国人の支援対策( <mark>県総合政策局、県観光・交通振興局</mark> 、 市町村、報道機関)	〈地・風・雪〉 県機構改革 に伴う変更
第7 (略) 第8 飼養動物の保護等 1 飼養されていた家庭動物の保護等(市町村、県厚生部) (1) (略) (2)避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市 町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 (追加) また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護 団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の 維持に努める。	市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	〈各編共通〉 国防災基本 計画の修更 に伴う変更
第9節 交通規制・輸送対策 第1 (略) 第2 緊急交通路の確保  1~2 (略) 3 緊急航空路の確保(県総合政策局) 災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。 このため、県災害対策本部航空班は、ヘリコプターの運航状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター運航管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ	災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。 このため、県災害対策本部 <u>航空運用調整班</u> は、ヘリコプターの運航状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター <u>動能</u> 管理システム」を活用し、ヘリコプターによる	〈地・風・雪〉 「富山県緊 急消防援助 隊 受 援 計 画」に準拠

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考				
効率的な人員・物資輸送を行う。	迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。						
第3 (略)							
第4 輸送車両、船舶、航空機の確保							
1 (略)							
2 輸送手段(県総合政策局、 <mark>県観光・交通・地域振興局</mark> 、各	2 輸送手段(県総合政策局、 <mark>県観光・交通振興局</mark> 、各鉄道事	県機構	<b> 韓改革</b>				
鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部)	業者、自衛隊、伏木海上保安部)	に伴う	変更				
(略)							
$3 \sim 4$ (略)							
第 10 節 (略)							
第 11 節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策							
第1 (略)							
第2 ごみ、災害廃棄物の処理							
1 (略)							
2 災害廃棄物処理(県生活環境文化部、市町村)							
市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に							
基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害							
状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行							
計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、							
廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛							
散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じ							
た損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄							
物の円滑かつ迅速な処理を図る。							
<u>(追加)</u>	加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄	〈各編共					
	物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等	国防災					
	と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなど	計画の	, _				
	して、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。	に伴う	変更				
県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には							
被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りなが							
ら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画							
を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、							
国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理につい							
ての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技							
術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自							
ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要によ							
り県が処理主体として直接処理を担うことがある。		İ					

	<b>刲(地</b> 震	震・津波災害編)新旧対照表	
現 行 地 域 防 災 計 画		修正案(変更部分のみ記載)	備考
3 広域的な支援・協力(県生活環境文化部、市町村)			
県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他		県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他	〈地・風・雪〉
市町村、(一社)富山県産業廃棄物協会及び(一社)富山県構		市町村、(一社)富山県産業資源循環協会及び(一社)富山県	組織名改称
造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活		構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援	のため
動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を		活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理	
行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保する		を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保す	
ため、国や隣接県等に対して支援を要請する。(資料 「9		るため、国や隣接県等に対して支援を要請する。(資料	
-11 ごみ処理施設一覧」)		「9-11 ごみ処理施設一覧」)	
第3 (略)			
第4 防疫対策			
震災に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、			
防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村におい			
て、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施す			
る。			
	市田	り付は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合	〈各編共通〉
	は、『	方災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策と	国防災基本
	しては	<u>公要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>	計画の修正
$1 \sim 2$ (略)			に伴う変更
第5 (略)			
第 12 節~第 16 節 (略)			
第 17 節 ライフライン施設の応急復旧対策			
第 1 電力施設			
1 初動活動体制(北陸電力)	1	初動活動体制(北陸電力 <u>、北陸電力送配電</u> )	〈地、風、雪〉
$(1) \sim (2)$ (略)			分社化のた
2 情報の早期収集と伝達(北陸電力)	2	情報の早期収集と伝達(北陸電力 <u>、北陸電力送配電</u> )	め
$(1) \sim (3)$ (略)			
3 広報サービス体制(北陸電力)	3	広報サービス体制(北陸電力 <u>、北陸電力送配電</u> )	
(略)			
4 応急復旧活動(北陸電力)	4	応急復旧活動(北陸電力 <u>、北陸電力送配電</u> )	
$(1) \sim (2)$ (略)			
第2~第5 (略)			
第 18 節 公共施設等の応急復旧対策			
第 1 (略)			
第2 鉄道施設等 (JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、	第2	鉄道施設等(JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、	地鉄との合

	<b>当(地震・津波災害編)新旧対照表</b>	
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、富山ライ	富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、県観光・	併によりラ
トレール(株)、県観光・交通・地域振興局)	交通振興局)	イトレール
$1 \sim 3$ (略)		削除、県機
		構改革によ
		り変更
		7 2 3 2 3
第3 社会公共施設等		
地震発生により被災した医療施設、社会福祉施設等について		
は、次のような迅速、的確な応急復旧措置をとり、被害の軽減を		
図る。		
(追加)	県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した	〈各編共通〉
<u>(XE/JH/)</u>	病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が	国防災基本
	保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設	計画の修正
	の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の	に伴う変更
	把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるも	(二十 ) 及义
	のとする。	
	<u>いとする。</u>   県は、国、電力会社等と調整を行い、電源車等の配備先を決定	
	し、電力会社等は、電源車等の配備に努めるものとする。	
$1\sim5$ (略)	し、电力公民寺は、电脉中寺の品間に分のもものとする。	
第 19 節 (略)		
第 20 節 教育・金融・労働力確保対策		
第1 (略)		
第1		
2 金融機関による <mark>非常金融措置</mark> の実施(北陸財務局、日本銀	2 金融機関による <mark>金融上の措置</mark> の実施(北陸財務局、日本銀	  〈地・風・雪〉
行、県商工労働部、県農林水産部)	一行、県商工労働部、県農林水産部)	日銀防災業
震災時において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認め	災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認めら	務計画の内
られる範囲内で、金融機関に対して、次の非常金融措置を実	れる範囲内で、金融機関に対して、次の金融上の措置を実施す	容に沿って
施するよう要請する。	るよう要請する。	修正
(1) 非常金融措置の実施	(1) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	11/211
被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金	被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金	
融機関に対し、次のような非常措置をとるよう要請する。	融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金	
	融上の措置を適切に講ずるよう要請する。	
ア〜エ (略)		
/ \mu \mu \mu	ı	

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考
<u>(追加)</u>	オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速		
	かつ適切な措置をとること。		
(2) <u>金融措置</u> に関する広報	(2) <u>金融上の措置の実施等</u> に関する広報		
金融機関の営業開始、休日営業、預貯金の便宜払戻措置及	金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行った		
び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置については、金融機関	とき及び金融機関の業務運営の確保に係る措置を講じたと		
と協力し速やかにその周知徹底を図る。	きは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事		
	業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。		
第3 (略)			
第 21 節 (略)			

富山県地域防災計画(地震・津波災害編)新旧対照表					
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考			
第4章 地震・津波災害復旧対策					
第1節 民生安定のための緊急対策					
第1 被災者の生活確保					
$1 \sim 7$ (略)					
8 失業者(休業者)の生活の安定対策等(富山労働局、県厚					
生部、県商工労働部、富山県社会福祉協議会、北陸労働金庫)					
$(1) \sim (3)$ (略)					
(4) 離職者に対する生活資金の支援					
ア (略)					
イの離職者支援資金の融資	イの総合支援資金の貸付	〈各編共通〉			
失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、自立	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立	離職者支援	受		
を支援するため、再就職までの間、生活資金の融資を行う。	て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)	資金が総合	7		
	と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うこと	支援資金に	_		
	により自立が見込まれる世帯に対し、生活福祉資金(総合	改められた	-		
	支援資金)貸付けを行う。	ことに伴う	j		
(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者	(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者	変更			
① 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった	① 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活				
<u>世帯であること</u>	<u>に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること</u>				
②生計中心者が就労の可能な状態にあり、求職活動等	② 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能				
仕事に就く努力をしていること	<u>であること</u>				
③ 生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込	③ 現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保				
<u> </u>	給付金の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれる				
	<u> </u>				
④ 生計中心者が離職の日から2年(特別な場合は3年)	④ 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行う				
を超えていないこと	ことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、				
	<u>償還を見込めること</u>				
⑤ 生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に	⑤ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等				
係る求職者給付を受給中でないこと	の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることがで				
	きず、生活費を賄うことができないこと				
(イ)貸付期間 貸付けを希望する月から12月以内の期間	(イ)貸付期間原則3月以内				
ただし、当該期間内であって、次の期間は	(だたし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合など				
除かれる。 の解析の日本との左(社会時間なの性別の相入けの左)	<u>においては、最長 12 月まで延長可能)</u>				
①離職の日から2年(技能取得等の特別の場合は3年)					
を経過した日の属する月の翌月以降					
②就職した日の属する月の翌々月以降					

	<b>画(地震・津波災害編)新旧</b> 対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(ウ)貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあって	(ウ)貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあって	
は月額 10 万円	は月額 15 万円	
(エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の据置期間	(エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の据置期間	
経過後、7年以内	経過後、10年以内	
(オ) 利率 年3%。ただし据置期間中は無利子	(オ) 利率   年 1.5%。ただし保証人がいれば無利子	
(力) (略)	( ) / 14 / 1 <u>===</u> / 00	
9 (略)		
10 罹災証明書発行体制の整備(県厚生部、市町村)		
(略)		
また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書		
の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・		
資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村		
に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわ		
たる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのな		
いよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検		
計、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被		
災市町村間の調整を図るものとする。		
(追加)	県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に	〈各編共通〉
(XE/VH)		国防災基本
		計画の修正
		に伴う変更
	うな工夫をするよう努めるものとする。	(CIT ) 及又
$11\sim12$ (略)	<u> </u>	
第 <b>2 (略</b> )		
ー第3 税の徴収猶予及び減免等		
1 県の措置(県経営管理部)		
(1) 期限の延長		
ア(略)		〈地・風・雪〉
<ul><li>イ ア以外の場合は、納税者等の申請により災害が収まった。</li></ul>		法令用語等
日から納税者については2か月以内、特別徴収義務者につ		に準じて修
いては30日以内において期限を延長する。		正単して修
$(2) \sim (3)$ (略)	V CV OO 日 MY INCAOV C 物形なと 連及 y る。	ш.
(4)減免等		
インが元等   被災した納税者等に対し、各税目(個人の県民税、地方	   被災した納税者等に対し、各税目(個人の県民税、地方	
消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く)ごとに法		
1月1代、ゲルはし代及いコルノ物利用代ではて)してに伝	旧具仇、尔にはこ仇汉 $U$ 'ー $V$ / 物刊用仇を防 $\setminus_{0}$ / ことに	

	1、地皮		
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考	î
令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほ	法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行う		
か、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証	ほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税		
明書の交付申請手数料についても減免を行う。	証明書の交付申請手数料についても減免を行う。		
2 (略)			
第4 (略)			
第2節 (略)			
第3節 公共土木施設の災害復旧計画			
第1~第2(略)			
第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代			
行制度の活用(北陸地方整備局、県土木部、市町村)			
1 (略)		〈地・風・雪	雪>
2 指定区間外の国道	2 県管理道路及び市町村道	令和2年	5
指定区間外の国道において、工事が高度の技術を要する場	指定区間外の国道、県道及び市町村道において、工事が	月 20 日	道
合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認	高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実	路法等の	
<u>める場合又は都道府県の区域の境界に係る</u> 場合においては、	<u>施することが適当であると認める</u> 場合においては、必要に	部を改正	
必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復	応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に	る法律の	成
旧に関する工事を行う。	関する工事を行う。	立による	. —
3 重要物流道路等	<u>(削除)</u>	限代行の	
重要物流道路及びその代替・補完路において、実施に高度		用範囲の	
な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国		大に伴う	変
による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事		更	
<u>を行う。</u>			
<u>4</u> (略)	<u>3</u> (略)		
		1	